



新型コロナウイルス感染症対策を受けた、教育委員会での教科書採択事務の運用及び留意事項等についてまとめましたので、通知いたします。

事務連絡  
令和2年5月12日

各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う令和3年度使用  
教科書の採択事務処理の運用等について

令和3年度に使用する教科書の採択については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（令和2年3月27日付け元文科初第1807号文部科学省初等中等教育局長通知）（以下「公正確保通知」という。）及び「令和3年度使用教科書採択事務処理について」（令和2年3月27日付け元初教科第39号文部科学省初等中等教育局教科書課長通知）（以下「採択事務処理通知」という。）において通知したところです。

この度、新型コロナウイルス感染症の発生等により、各教育委員会等において円滑な業務の遂行に一定の影響が生じている現状に鑑み、令和3年度使用教科書の採択事務処理について、下記の通り取り扱うこととするのでお知らせします。各都道府県等における実情に応じて、御対応をいただければと存じます。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課

電話 03(5253)4111

企画係（内線 2576）

無償給与係（内線 2411）

E-mail kyokasyo@mext.go.jp

## 記

### 1 教科書展示会について

- (1) 教科書の発行に関する臨時措置法第5条の規定に基づく教科書展示会は、令和2年文部科学省告示第10号により、6月10日以降の最初の金曜日である6月12日から14日間（法定展示期間）開催することとしていたが、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、今年度に限り、6月12日から7月31日までの任意の14日間において開催できるよう、告示の改正を予定している。
- (2) 教科書展示会の開催にあたっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、来場者へのマスクの着用や近距離での会話の抑制の要請、来場者が多い場合は同時に入場する人数の制限、室内の換気の徹底、手指の消毒設備の設置、多くの来場者が触れる箇所の消毒など、都道府県等の衛生主管部局とも連携し新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を講じること。
- (3) 従来、法定展示会場として使用していた教科書センター等の会場が休館等の措置により使用できない場合、必ずしも例年通りの会場で開催する必要はないが、感染症対策を十分に施しつつ、なるべく広く地域住民の方々が展示会に参加できるよう工夫すること。また、会場に変更が生じる場合には、各都道府県の教科書・一般書籍供給会社と連絡を取り、教科書見本を円滑に受領できるよう留意すること。
- (4) 各都道府県教育委員会は、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第11条に基づき、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。特に、今年度は地域により法定展示会の時期が異なる可能性があるため、一層留意すること。

### 2 教科書採択に関する会議運営等について

- (1) 義務教育諸学校の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第11条の規定により各都道府県に設置される教科用図書選定審議会及び、第13条第4項の規定により設置される採択地区協議会をはじめとする、教科書採択を審議事項とする会議等の開催に際しては、以下に示すような方法も参考にされたい。
- ① 会議の運営に際し、3つの密（「密閉、密集、密接」）を避けるための感染症対策として、郵送又はメール等による書面審議並びに、オンライン会議システム等を使用した審議等、ICT等の有効利用による開催も御検討いただきたい。なお、郵送の場合には配達記録等の確認を行い、メール及びオンライン会議等のICTを活用する場合には、情報セキュリティの確保に留意する等、情報管理に万全を期すこと。

- ② 委員が収集する形で会議を開催する場合においては、室内の換気の徹底や委員間の距離を十分に確保した座席配置並びに、マスクの着用の徹底等の措置を講じること。
- ③ 傍聴を可能としている会議では、感染症対策として、傍聴者にもマスクの着用を要請することや、密集性の回避を目的とした傍聴者数の制限等の措置を講ずる。また、会議の模様を動画配信する等の代替措置も検討すること。

(2) 調査員が採択の対象となる教科書について調査・研究を行う際は、情報管理に留意しつつ、調査のための外出を最低限にできるよう、例えば、在宅での調査が可能となるような方策を講じること。

### 3 教科書採択の期限等について

(1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（以下「無償措置法施行令」という。）第14条において、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行うこととされている。この採択結果に基づき、文部科学大臣による教科書発行者への教科書の発行・供給の指示を行うことから、原則として上記の期限までに履行すること。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行の拡大等により都道府県教育委員会及び市町村教育委員会における採択事務処理に支障が生じ、上記期限までに履行することが困難な場合には、当該市町村の属する都道府県教育委員会は、6月30日までに文部科学省に相談すること（6月30日以降に履行に困難が生じた場合にも、可及的速やかに相談すること）。

なお、来年度の円滑な教科書発行及び供給を担保するため、期限の猶予は最大で2週間程度と想定している。

(2) (1)後段の取扱いにより教科用図書の採択を9月1日以降に行うこととした場合には、無償措置法第11条第2項及び無償措置法施行令第7条に基づく教科用図書選定審議会を置く期間は、4月1日から採択終了までとする。

(3) 教科用図書選定審議会や採択地区協議会等の教科書採択に係る会議については、それぞれ都道府県の教育委員会規則や採択地区協議会の規約の定めを踏まえつつ、ICTを活用した審議の実施や、メール・郵便等による持ち回りの審議等工夫して実施していただきたい。なお、その際の情報セキュリティには留意すること。

(4) 高等学校等において使用する教科用図書の採択についても、「公正確保通知」並びに「採択事務処理通知」を基本としつつ、4(1)で示す需要数報告に沿った事務処理を行えるよう、適切にスケジュール管理を行うこと。

#### 4 需要数報告について

(1) 需要数の報告は、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第14条に基づき、都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、9月16日までに行うこととされている。この期限についても、前述の教科書採択の場合と同様に、原則として上記の期限までに履行すること。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行の拡大等により、需要数報告事務に支障が生じ、期限までに履行することが困難な場合には、所管する都道府県教育委員会等を通じて6月30日までに文部科学省に相談すること（6月30日以降に履行に困難が生じた場合にも、可及的速やかに相談すること）。

なお、来年度の円滑な教科書発行及び供給を担保するため、期限の猶予は最大で2週間程度と想定している。

#### 5 その他

(1) 教科書展示会及び教科書採択並びに需要数報告に係るその他の留意事項については、「公正確保通知」並びに「採択事務処理通知」を参照すること。需要数報告については、前述の通知と併せて5月下旬に別途送付予定の「文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の需要数報告に当たっての留意事項等について（仮）」も参照すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策については、文部科学省及び関係機関等より発出される情報も参考にすること。

(参考)

・文部科学省ホームページ

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」  
([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html))

・内閣官房ホームページ

「新型コロナウイルス感染症対策」  
(<https://corona.go.jp/>)

・厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルス感染症について」  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html))

以上